議会閉会中の委員会活動

高山市議会では、毎月、総務環境委員会、福祉文教委員会、産業建設委員会の3つの常 任委員会を開催し、市の重要事項について執行部から協議・報告等を受け議論を行うととも に、市政に関する調査研究活動を行っています。

行政視察報告

●総務環境委員会●

当委員会では主な所管事務事業の中から特に「支所機能強化と DX の活用」、「森林・環境政策」の二つを調査項 目として抽出し、10月2日から4日まで、豊田市の『支所の権限強化・DXの推進について』、伊賀市の『支所の見 直しについて』、伊那市の『伊那市 50 年の森林ビジョンの取組 (森林政策)について』、飯田市の『環境エネルギー 政策について』を視察しました。

ここでは特に豊田市「地域自治システムについて」と高山市も県内で初めて環境省の脱炭素先行地域(第4回) に選定されたことから、飯田市の自然エネルギーを主とした「環境エネルギー政策について」の二つを報告したいと 思います。

豊田市「地域自治システム」について

豊田市では、平成 17 年の市町村合併以降一貫して地域自治システムを取り入れて地域政策を行ってきました。同 年に「まちづくり基本条例」を制定。地域自治システムの体制は**地域会議**を地方自治法に基づく行政の付属機関と して市内 28 中学校区ごとに設置、地域住民による地域課題の解決に向けた協議等を審議します。これには二つの 事業があり、地域課題解決事業は地域会議を始めとした地域の声を的確に市の事業に反映させ、市と地域の共働で 地域課題を解決する仕組みであり、わくわく事業は地域の自主団体等が住みやすい地域づくりに向けて地域資源を活 用し主体的に取り組む事業に対し、補助金を交付する仕組みです。

飯田市の環境文化都市宣言について

飯田市が平成 19 年に掲げた『飯田市環境文化都市宣言』 を要約すると「持続可能性」と「循環」を基本にして環境に 配慮する日常の活動を、環境を優先する段階へと発展させ ながら、新たな価値観や文化の創造へと高め、市民、事業者、 行政など多様な主体の積極的な参加と行動とによって人も自 然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓い宣言するとありま す。

飯田市では平成9年4月に『飯田市環境基本条例』が制 定されています。その前文には「市民の総意として、美しい 環境と文化の香りに包まれた持続的に発展することができ



る都市を、強い意志と行動により築くことを決意し、この条例を制定する」とあります。いち早く環境政策に取組み、 行政として各種の計画や施策、戦略に落とし込んでいる一貫性、他所と比べて日照時間が長いという地の利を生かし た太陽光発電を主軸とした数々の環境政策と、多岐にわたる活用実績など自治体としてのブランディングにも成功し ており、市民生活や持続可能性の向上への寄与のみならず移住促進や観光・関係人口増加など二次的なメリットも 獲得しています。

豊田市も飯田市もそれぞれの事業の先進地として提言を考える上で参考になりました。



詳しい報告書はホームページを参照ください。